請求省令附則第二条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第２条第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第２条第２項

請求省令附則第２条第１項（※）の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成３０年３月３１日までに、届け出るものとする。

※　電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるもの（表中⑦及び裏面参照）であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成　　年　　月　　日

開　設　者

岐阜県国民健康保険団体連合会　　御 中

所 在 地 （ 住 所 ）

名称及び代表者名（氏名）　　印

①　介護保険事業者番号					
②　事業所名称	フリガナ				
③　郵便番号	―		④　電話番号		
⑤　事業所所在地					
⑥　サービスの種類					
⑦　届出事由　※該当する項目の太枠に〇をつけてください。					
	イ	支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外））一種類のみを行うサービス事業所			
	ロ	支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所			
	ハ	支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所			
	ニ	施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス）のみを行う50床未満の介護保険施設			
	ホ	施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設			
	ヘ	施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設			
	ト	施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設			
⑧　備　　考			※　受付印		

【記入に当たっての説明】

・　本届出は、事業所ごとに行うこと。
・　⑦欄は、該当する項目の太枠に〇を記入すること。

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出について（平成12年２月15日/23日介護保険制度施行準備室事務連絡）

１．介護給付費等に関する費用の請求

（１）指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。
なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年３月31日までとする。

（２）次に掲げる事業所等については、（１）にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。

① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年３月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの

イ　支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所

ロ　支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所

ハ　支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所

ニ　施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設

ホ　施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

ヘ　施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

ト　施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

（以下略）